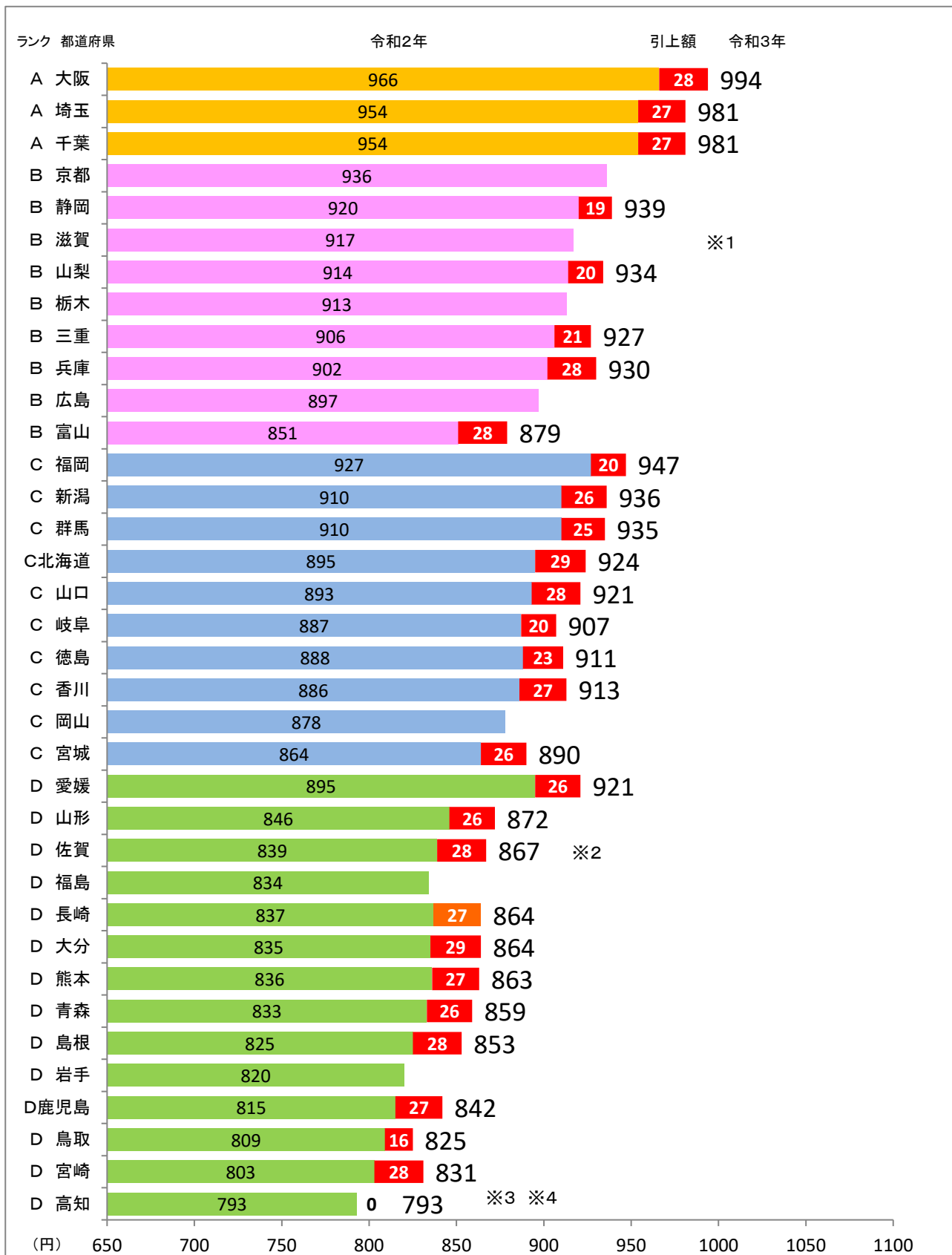


令和3年度特定(産業別)最低賃金審議・決定状況

○電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金



(注) 地賃ランク ■ Aランク ■ Bランク ■ Cランク ■ Dランク

※1 滋賀: 計量器・測定器・分析機器・試験機、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業

※2 佐賀: 発電機・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、電球・電気照明器具、電池、その他の電気機械器具、通信機械器具・同関連機械器具、電子計算機・同付属装置、電子デバイス、電子部品、記録メディア、電子回路、ユニット部品、その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業

※3 高知: 電子部品・デバイス・電子回路、電子応用装置、映像・音響機械器具製造業

※4 高知は令和3年度の改定は行われなかったため、地域別最低賃金が適用される。